R7.8 更新

理容所・美容所を開業するみなさまへ

新潟県
新発田保健所 生活衛生課
新発田市豊町３丁目３番２号
電話 0254-26-9137／FAX 0254-26-6800

理容所・美容所を開業するには

理容所・美容所を開業するには、基準に合った施設を設け、保健所に届出をして検査を受ける必要があります。

（ヘアカットやパーマを行う店だけでなく、次のような店も理(美)容所に該当します。
例）まつ毛エクステンション→美容所 ／ 顔そり（フェイシャルシェービング）→理容所）



開業までの流れ

※他法令に基づく手続きもお忘れなく(4ページ参照)

①事前相談



○理(美)容所は、床面積や洗浄設備などの基準が定められています。
工事をする前に、施設の図面を保健所に御相談ください。（２ページ参照）

○理(美)容師を２人以上置く場合、管理理(美)容師を置く必要があります。

②　届　出



○開業の約２週間前までに生活衛生課窓口に次の書類を提出してください。

提出書類

□理容所開設届 又は 美容所開設届
□在籍する理(美)容師全員の理(美)容師免許(注)の写し
□理(美)容師が２人以上の場合、
管理理(美)容師講習会の修了証書(注)の写し
□在籍する理(美)容師全員の診断書
＝結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病に関する診断書
（免許申請の際に提出する「精神の機能の障害に関する診断書」とは異なる）
□施設の平面図（様式は自由）
□施設付近の見取図（様式は自由）

用紙は新発田地域振興局ホームページからダウンロード(3ページ参照)するか、生活衛生課窓口で入手

注）免許証・修了証書の再交付は(公財)理容師美容師試験研修センター(03-5579-6878)

手　数　料

＋

ア～ウのいずれかにより、16,000 円を納めてください。

ア　窓口ｷｬｯｼｭﾚｽ決済（ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ、電子ﾏﾈｰ、ｺｰﾄﾞ決済）
イ　電子納付（新潟県電子申請システム）
ウ　記入式納付書（ア、イによる納入ができない方）

③施設検査

○開設者立会いのもと、保健所職員が施設の検査をします。
（原則として毎週火曜日と金曜日）

④適合確認

○施設が基準に適合していれば、検査の翌日から営業できます。
→検査確認済証が発行されるので、検査の２週間後以降に生活衛生課窓口に受取りに来てください。（施設に掲示する義務があります。）

○基準に適合していない場合は、改善後に再検査になります。

⑤　営　業

○お客様の皮膚に接する器具（はさみ、くし、かみそりなど）は、法令で定められた方法でお客様一人ごとに消毒する必要があります。（３ページ参照）

○理(美)容師や設備を変更した場合は保健所に届け出てください。（４ページ参照）

理（美）容所の構造設備の基準

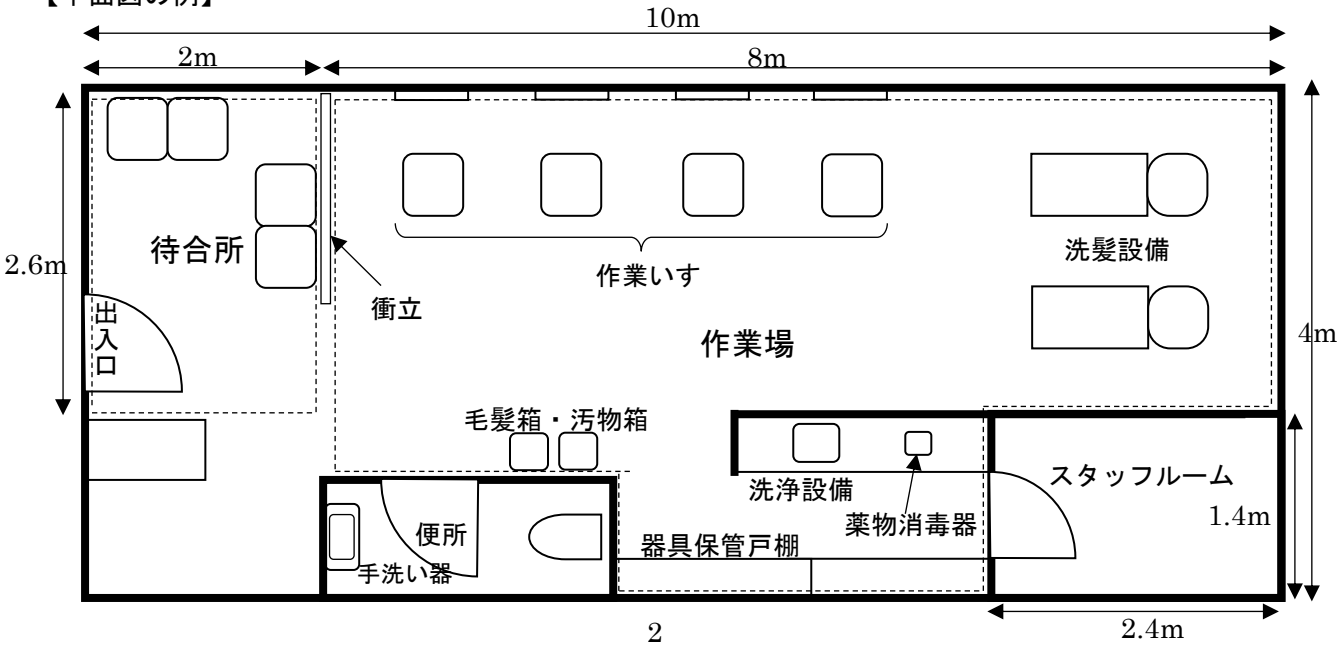
根拠法令
・理容師法／理容師法施行規則／新潟県理容師法施行条例
・美容師法／美容師法施行規則／新潟県美容師法施行条例

外部との区画		外部及び住居など理(美)容所以外の施設と隔壁等により区画すること。 理容所と美容所と併設する場合の区画について ・原則として、理容所の作業場と美容所の作業場とを区画する。 ・ただし、施術者全員が理容師と美容師の両免許をもつ場合のみ、同じ作業場で理容所と美容所を開設できる。
床・腰板の材質		コンクリート、タイル、リノリューム又は板など不浸透性材料を使用すること。
待合所	**床面積**	客の待合所を設け、床面積は 3.3m² 以上とすること。
	作業場との区分	適当な高さを有する衝立（ついたて）などにより、作業場と明確に区分すること。
作業場の床面積		作業いすが１～２脚のときは 9.9m² 以上とし、さらに１脚増すごとに 3.3m² を加えた面積以上とすること。

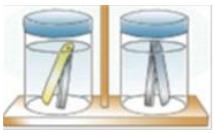
1～2脚	3脚	4脚	5脚	6脚	7脚	8脚	…
9.9m²	13.2m²	16.5m²	19.8m²	23.1m²	26.4m²	29.7m²	…

洗浄設備	作業場には、器具類及び従業員の手指等を洗浄するための給湯可能な設備（流水装置）を設け、石けん、消毒液等を備えること。
洗髪設備	作業場には、洗髪するための給湯可能な設備を設けること。 調髪を一切行わない理(美)容所では、洗髪設備を省略できる。 例)「顔そり専門」の理容所 ／「まつ毛エクステンション専門」の美容所
器具の保管設備	消毒済みの器具類を保管するための収納ケース等を備えること。
消毒設備	器具類及び布片類を消毒する設備又は器材を備えること。 →皮膚に接する器具の**消毒方法**は３ページ参照
汚物箱・毛髪箱	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
便 所	客の利用しやすい場所に便所があること。

【平面図の例】



理（美）容所の管理基準

清潔保持	施設は、常に清潔を保持し、随時ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。
採光、照明、換気	採光、照明及び換気を充分にすること。 ・作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。 ・施設内の炭酸ガスを５cm^3/L（＝0.5%）以下に保つこと。
皮膚に接する器具の管理 （クリッパー（バリカン）、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそり 等）	・皮膚に接する器具は清潔に保ち、客一人ごとに消毒すること。 ・皮膚に接する器具は、十分に洗浄した後、次のいずれかの方法により消毒しなければならない。 **(1) かみそり（ﾚｻﾞｰｶｯﾄ専用を除く）** **かみそり以外で血液が付着又はその疑いのある器具** ① 沸騰後２分間以上**煮沸**する。 ② 76.9～81.4%**エタノール**に 10 分間以上浸す。 ③ 0.1%以上の**次亜塩素酸ナトリウム液**に 10 分間以上浸す。  **(2) 上記以外の器具** 上記①～③の方法 ④ 85μw/cm^2 以上の**紫外線**を 20 分間以上照射する。 ⑤ 80℃超の**蒸気**に 10 分間以上触れさせる。 ⑥ **エタノール**を含ませた綿・ガーゼで器具の表面をふく。 ⑦ 0.01%以上の**次亜塩素酸ナトリウム液**に 10 分間以上浸す。 ⑧ 0.1%以上の**逆性石ケン液**に 10 分間以上浸す。 ⑨ 0.05%以上の**グルコン酸クロルヘキシジン液**に 10 分間以上浸す。 ⑩ 0.1%以上の**両性界面活性剤液**に 10 分間以上浸す。 
布類の管理	皮膚に接する布（タオル等）は清潔に保ち、客一人ごとに消毒済みのものに取りかえること。
理（美）容師の衛生	・清潔な作業衣を着用し、顔面作業中は清潔なマスクを使用すること。 ・常に爪を短くし、客一人ごとの作業の前後に手を洗い、必要に応じて消毒を行うこと。
感染症にかかっている客の施術	感染症にかかっている（疑い含む）客又は皮膚疾患にかかっている客を施術した後は、手指・器具類・布片類の消毒を厳重に行うこと。
外傷の救急処置	外傷の救急処置に必要な薬品・衛生材料を常備し、適正に使用すること。
書類の掲示	理(美)容所の見やすい場所に**検査確認済証**と**理（美）容師免許証**を掲示しておかなければならない。

届出書のダウンロード方法

ホームページ「【新発田】 理容業・美容業届出様式」からダウンロード

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shibata_kenkou/ribiyou.html

新発田保健所　理美容様式　検索

開設後に変更等があった場合の届出

開設後、届出事項を変更した場合や理(美)容所を廃止した場合は、保健所に届け出てください。

変更等の内容	必要な届出
開設者そのものを変更 ・個人→別の個人 （譲渡・相続を除く） ・法人→別の法人 （譲渡・合併・分割を除く） ・個人→法人／法人→個人 （譲渡を除く）	・旧開設者は「**理(美)容所変更等届出書**」により「**廃止**」を届け出てください。 ・新開設者は「**理(美)容所開設届**」（手数料 16,000 円が必要）を提出し、保健所による検査を受けてから営業を開始してください。
個人(法人)の譲渡	「**譲渡･相続による地位承継届出書**」を提出してください→
個人の相続	
法人の合併・分割	「**合併･分割による地位承継届出書**」を提出してください→
開設者の住所や法人代表取締役を変更	変更後速やかに「**理(美)容所変更等届出書**」を提出してください。
理(美)容所の名称・電話番号を変更	
在籍する理(美)容師を変更	・変更後速やかに「**理(美)容所変更等届出書**」により、新たに在籍した者を「新」欄に、離籍した者を「旧」欄に記入して提出してください。 ・新規に雇い入れた理(美)容師については、理(美)容師免許の写しと診断書を添付してください。 ・管理理(美)容師を変更する場合は、管理理(美)容師講習会の修了証書の写しを添付してください。
施設・設備を変更	・床面積が２倍以上になる増築又は現状の半分以上を壊して改築する場合は廃止・新規開設として取り扱われます。 ➡「**理(美)容所変更等届出書**」で「**廃止**」を届け出るとともに「**理(美)容所開設届**」（手数料 16,000 円が必要）を提出し、保健所による検査を受けてから営業を開始してください。 ・上記に満たない増改築や、作業いすや洗髪設備等の位置や数を変更する場合は、「**理(美)容所変更等届出書**」を提出してください。
理(美)容所を廃止する １か月以上休業する その後再開する	「**理(美)容所変更等届出書**」で「**廃止**」「**停止**」「**再開**」を届け出てください。

承継関係を証明する添付書類を要するので保健所にお問合せください。

他法令に基づく届出(主なもの)

●消防関係

地　域	所管部署	電話番号
新発田市･聖籠町	新発田消防署　予防課(新発田市新栄町 1-8-31)	0254-22-8096
阿賀野市	阿賀野市消防本部　(阿賀野市安野町 14-4) かがやき分署　(阿賀野市かがやき 5917-34)	0250-62-0119 0250-68-3007
胎内市	胎内消防署　(胎内市新和町 2-24)	0254-43-3311

●**社会保険**･･･(新発田市･阿賀野市･胎内市・聖籠町)→ 新発田年金事務所　電話 0254-23-2128
労働保険･･･新潟労働局 総務部 労働保険徴収課　電話 025-288-3502

●**税金関係**
国税(所得税など)･･･所管の税務署
県税(個人事業税など)･･･新発田地域振興局県税部　電話 0254-26-9024